

川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画（原案）に対する意見募集の結果

（1）概要

本計画の策定にあたり、川越市意見公募手続条例に基づき、計画案を公表し広く市民意見を募集することにより、これらを計画に反映させる機会を確保しました。

- ① 募集期間 令和 5 年 12 月 6 日（水）～令和 6 年 1 月 4 日（木）
- ② 募集対象 市内在住の方、市内在勤の方、市内在学の方、その他案に対して利害関係を有する方
- ③ 周知方法 川越市ホームページ、広報川越
- ④ 閲覧場所 川越市地域包括ケア推進課（市庁舎 3 階）、各市民センター、川越駅西口連絡所（U_PLACE 3 階）、各公民館、各図書館、健康づくり支援課（川越市総合保健センター 1 階）、川越総合福祉センター（オアシス）、川越市ホームページ

（2）募集結果

- ① 提出者数 2 名
- ② 意見数 7 件
- ③ 意見の概要 一覧表のとおり

（3）市の対応（意見に対する市の考え方の区分）

- A：計画に反映させたもの
- B：すでに反映されているもの
- C：今後の参考とするもの
- D：その他

(4) 川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画（原案）に対する意見の概要と市の考え方

No	原案の 該当ページと項目	意見の概要	意見に対する市の考え方	区分
1	P.25 第2章 高齢者を取り巻く状況等 4 - 川越市高齢者等実態調査 の結果	近所の人との付き合いに関して、地域での支援にもっと工夫がいるのではないか。どうか。	少子高齢化に伴う人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限などにより、地域活動の減少や近所づきあいの希薄化が進んできていると認識しております。新型コロナウイルス感染症の感染症上の位置付けが5類感染症に移行したことに伴い、地域の行事等が再開しつつありますが、今後も地域の状況を把握しながら、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めてまいります。	B
2	P.49 第4章 具体的な施策の展開 I 生涯にわたる健幸づくりの 推進 (キ) 外出支援の推進	85歳以上の方は約2人に1人が外出移動に関して困難を感じているとあるが、計画の取組に関しては現状とかけ離れており、実現が厳しい内容ではないでしょうか。（現在のシャトルやデマンド、道路整備が追い付いていない）	今後も都市計画等関係部署と連携し、高齢者が安心して外出できるよう、安全な歩行空間の確保や公共交通の充実による出歩きやすいまちづくりの取組を引き続き進めています。	B
3	P.58 第4章 具体的な施策の展開 II 認知症にやさしいまちづく りの推進	脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方も、介護保険サービスの中で適切な支援が受けられ、さらに併用できる障害福祉サービスや障害年金制度、そして、在職中でも一時的に利用できる障害福祉サービスの就労支援系のサービスに繋げて適切に支援していく体制整備を計画に記してください。	介護サービス利用者には、高次脳機能障害の有無に関わらず、脳血管疾患が原因で要介護認定を受けた第2号被保険者（40～64歳）の方も含まれております。 介護サービスの活用だけでなく、障害福祉サービスの活用も含め本人が望む暮らしの実現に向けた支援を行えるよう関係機関等と引き続き連携を図ってまいります。	B

4	P. 59 第4章 具体的な施策の展開 II 認知症にやさしいまちづくりの推進 P. 66 第4章 具体的な施策の展開 III 地域支援協力体制の強化	<p>これだけでは不十分ではないでしょうか。ヤングケアラーについて、県でヤングケアラーチャンネルを開設したが、市町村受入れができていないと聞いています。ヤングケアラーコーディネーターの設置をお願いしたい。介護に関わる人全てへの支援も重視してほしいと考える。</p>	<p>ヤングケアラーにつきましては、子ども関連部署や教育委員会等と連携を図りながら、調査を実施するなど現状把握に努め、情報共有を行っております。</p> <p>ヤングケアラーも含め介護者の不安や負担軽減を図るために、今後も関係部署と連携し、支援体制を推進するとともに、埼玉県が「埼玉県ケアラー支援計画」を策定していますので、県とも連携し、引き続き、本市における介護者への支援の強化を図ってまいります。</p>	B
5	P. 67 第4章 具体的な施策の展開 III 地域の協力体制の強化 施策の方向性3	<p>若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害分野の機関などと連携して介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスや障害年金制度、あるいは在職中でも障害福祉サービスの就労支援サービスの一時利用につながる体制整備をしていくことを記してください。</p>	<p>若年性認知症や高次脳機能障害の有無に関わらず脳血管疾患が原因で要介護認定を受けた第2号被保険者（40～64歳）の方に対し、介護サービスの活用だけでなく、障害福祉サービスの活用も含め本人が望む暮らしの実現に向けた支援を行えるよう関係機関等と連携を引き続き図ってまいります。</p>	B
6	P. 69 第4章 具体的な施策の展開 III 地域の協力体制の強化 施策の方向性4	<p>医療と介護の連携だけでなく、障害福祉との連携についても計画に記し、さらに若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスの整備についても記してください。</p>	<p>地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものとされております。本計画の上位計画である「第四次川越市地域福祉計画」において、地域共生社会の実現を目指しており、各種取組を進めています。今後も、障害福祉分野等制度や分野の枠を超えた連携も含め地域包括ケアシステムの更なる推進を図ってまいります。</p> <p>また、ケアパスは、状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したもので、ご本人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるようにするための1つのツールと認識しております。今後とも、障害福祉担当部署とも連携を図り、サービスが切</p>	C

			れ目なく提供できるよう取組を引き続き進めてまいります。	
7	P.85 第4章 具体的な施策の展開 V 持続可能な介護サービス提供の推進 (イ) 介護人材の確保、育成	介護人材の育成の折に、高次脳機能障害の方への支援についても対応できるよう、質の向上を図っていくことを計画に明記してください。	介護人材の質の向上につきましては、県が各種研修の開催や支援を行っており、市としましては介護事業者に適時周知してまいります。 また、川越市医師会が事務局となって運営しているコミュニティケアネットワークかわごえが主催している研修会を通じて、医療・介護職等の人材育成を図っています。	B